

確定申告が始まります

問い合わせ 筑紫税務署 ☎(923)1400

確定申告会場を「イオンモール筑紫野」に開設します

期間 2月17日(月)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)
会場 イオンモール筑紫野 3階イオンホール
(筑紫野市立明寺434-1)
受付 午前9時～午後4時

※期間中は、筑紫税務署では申告会場を開設していません。
※申告会場では、ご自身でパソコンを操作し、申告書を作成していただきます。
※イオンモールへの問い合わせは、ご遠慮ください。

受付開始時の専用入口について

受付時間は午前9時からですが、イオンモール筑紫野専門店街の開店時間は午前10時です。このため、午前9時～10時の間は、**1階駐車場「G-4 パープルコート エスカレーター入口」**から入場してください。

専用入口以外からは、午前10時まで申告会場へ行けませんので、ご注意ください。

税金のお知らせ

令和2年度 市県民税の主な改正点をお知らせします

問い合わせ 市県民税については、税務課 市民税係 (☎内線3330・3331・3336)
所得税については、筑紫税務署 ☎(923)1400

ふるさと納税制度の見直し

(1) 対象となる地方団体の指定

ふるさと納税の対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定しています。対象となる地方団体は、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

(2) 対象外地方団体への寄付の取り扱い

対象外地方団体に対して昨年6月1日以後に支出された寄付金は、ふるさと納税の対象外となります。
※個人住民税の寄付金税額控除の特例控除額は対象外になります
が、所得税の所得税控除および個人住民税の基本控除は対象です。



住宅借入金等特別税額控除の見直し

昨年10月1日～令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、次の見直しが適用されます。
ただし、住宅の取得などにかかる対価の額または費用の額に含まれる消費税などの税率が10%でない場合は適用されません。

(1) 適用年数の延長

適用年数が現行の10年から13年へ延長されます。

(2) 住宅借入金等特別控除可能額の見直し

- 11年目以降の3年間、住宅借入金等特別控除可能額は次のいずれか少ない額となります。
- 住宅取得等対価(消費税を除く)の2%の3分の1
- 住宅借入金等の年末残高の1%

【注意】

住民税の税額控除は「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の7% (最高13・65万円)」のいずれか少ない額が適用されます。